

# 福祉国家とデモクラシー

土 倉 莞 爾

## 目 次

はじめに

1. 福祉国家とは何か
2. 福祉国家の歴史
3. 第2次世界大戦後の福祉国家
4. おわりに：福祉国家とデモクラシー

参考文献

## はじめに

福祉国家と近代社会の変遷の関係から問題に入って行きたい（土倉 1998, 86-7）。2010年に故人となったイスラエルの社会学者 S・N・アイゼンシュタット Eisenstadt は、ウィーン出身の経済学者カール・ポラニー Karl Polanyi（ポラニー, 2009）の分析モデルを借用して、次のように説明する（Eisenstadt 1985, 309-13）。ポラニーは人類の歴史の中に3つの経済システムがあったとする。

(1) 相互依存のシステム。原始社会に主にみられる。

(2) 再分配 redistributive のシステム。昔の王国や帝国に見られる。中心にいる者（たとえば領主）がさまざまなやり方で収益を奪い（たとえば年貢を納めさせる）、それをさまざまな社会的政治的基準で再分配する。

(3) 市場システム。近代世界の資本主義経済とともに出現し、ほとんど以前のシステムを一掃してしまった<sup>1a)</sup>。

以上のように経済システムを大別したうえで、アイゼンシュタットは、福祉国家を再分配のシステムとして位置づける。しかし、福祉国家の創設は、かつての再分配のシステムの原則の再確立や再制度下ではない。福祉国家という再

配分のシステムは、かつてのそれとは次の3つの点で違っている。

(1) 福祉国家は市場のメカニズムや経済成長のイデオロギーを捨てたわけではない。福祉国家は市場メカニズムを統制しようと試みるが、あきらかに廃止しようとはしていない。

(2) 政治的次元で違う。かつての再分配システムも社会的サービスを供与した。しかし、それは恩情に基づいて行われたので、サービスの受益者はクライアントと呼ばれた。だが、民主的な福祉国家のもとでは、受益者の性質も、供与一受益の関係の仕方も、異なって来る。福祉国家の受益者は市民である。福祉の要求は市民権の行使である。その要求は新しい再分配の正義という包括的な基準の名のもとになされることになる。

(3) 昔の再分配システムとの違いは、いわゆるポスト産業社会の様相に関係して来る。とくにサービス部門の増大と、教育資格の重要性の増加である。前者は伝統的再分配システムの延長上に考えられるが、後者はまったく新しい問題である。この変化は政治的社会的参加の問題につながる。それは十分に教育を受けた人たちの要求が多様化するだけでなく、福祉国家を実施してゆく部局に働く人たちが増加し、彼らが福祉政策を企画し、実行して行くことに参加するからである。

このようにして、アイゼンシュタットは、福祉国家のシステムを、市場システムの次に現れるが、しかし、市場システムがかつてそうしたように、前のシステムを一掃したり、それから決別したりしたものではないことを示している。したがって、福祉国家をシステムとして捉えるためには、経済学的な接近よりも、むしろ政治学的ないし社会学的接近の重要性ほうが了解される。これは本稿全体のライトモチーフであると言っても過言ではない<sup>1b)</sup>。

政治学者新川敏光によれば、福祉国家とは、福祉が市民権の一つ、社会権として保障されるレジームであるという。すなわち、福祉が慈善や恩恵ではなく、ナショナル・ミニマムとして提供されるレジームを福祉国家と呼ぶ。たとえ、資本主義経済が発展していて、寛大な福祉が実現していても、デモクラシーを持たない国は福祉国家ではない。そこでは、福祉が権利として確立しているわ

けではなく「上から与えられる」にすぎないからである（新川 2017a, 2）。

新川によれば、社会権は、自由権や参政権とは質の異なる「権利」であるといわれる。それは、自由権や参政権のように、法制度の整備によって実現されるわけではなく、有形財の再分配を要請するからである。再分配は、市場を通じての分配を市場外的力で是正し、そのことによって国家と市場との関係を変える。しかもその変化は、政治における価値のプライオリティの見直しを意味する。平等が、いまや自由と拮抗する価値となり、重要な政治的議題となる（新川 2013, 184）。私見では、これこそデモクラシーの政治過程であり、そこから福祉国家への展望が開けて来るのである。

ドイツの政治哲学者ユルゲン・ハーバーマス Jürgen Habermas は、要言すれば、次のように言っていると思われる。すなわち、一方で、政治的公共性が、今日において、実際にふるっているような諸機能と、他方で、政治的公共性に要請されているような諸機能との間には、いちじるしい不調和がある。その特徴的な不調和が歴然として来るのは、自由主義的法治国家からいわゆる社会福祉国家への変形が、規範としては明確に規定され、そして、しばしば、その志向において、憲法的制度の字句と精神によって先取りされている場合である（ハーバーマス 1994, 291-2）。

これについて、現代日本の政治社会に生きる者として、まず浮かぶ感想は、福祉国家どころではなく、他の問題においてもデフォルメされた公共性の被害にあっているのは、まずわれわれ日本国民なのではないか、ということである。そのように考えながら、「自由主義的法治国家からいわゆる社会福祉国家への変形が、規範としては明確に規定され」ているのは、日本国憲法ではないかと感慨を込めて思うものである。規範としては明確でありながら、法治国家の政権とは思えないような現政権のありさまは、大いなる落胆に陥らざるを得ないところである<sup>1c)</sup>。

さて、ハーバーマスは次のように続ける。自由主義的法治国家の社会福祉国家的転形は、初期状況から出発して理解されなければならない。すなわち、それは連続性を基調とするのであって、決してリベラルな伝統からの断絶によっ

で性格づけられる転形ではない。社会福祉国家はまさに自由主義的国家の法的伝統を継承して、社会的諸関係の計画的設計へ進むことを迫られているのである。国家が次第にみずから社会秩序の担い手の地位に上って来ると、国家は、自由主義的基本権の禁止命令的規定にとどまらず、福祉国家的介入において、「正義」をいかにして実現すべきかについて、積極的に確保せざるをえなくなる（ハーバーマス 1994, 294）。

コメントすれば、「自由主義的国家の法的伝統」の継承が重要である。国家の「福祉国家的介入」は、そこが起源である。と同時に、そのことは「理念」であり、実態ではない。フランスの歴史政治学者ピエール・ロザンヴァロン Pierre Rosanvallon がしきりにカウンター・デモクラシー（ロザンヴァロン, 2017; Rosanvallon 2006; do 2008）を唱えるのは、私見によれば、「理念」の「実行」である。「理念」の実行は「政治の仕事」ではないか、という点にあると思われる。（土倉, 2018）

ハーバーマスは次のように主張する。すなわち、福祉国家的に変化した国制現実そのものが、「これらの自由主義的基本権は、当初には国家権力に対する除外権として表明され、配慮されたものであるが、今、民主主義的な社会的福祉国家において、どの程度まで参加権として考え直さなければならないか」という反省を促している。「民主主義の実質的法治国家思想を、とくに、平等性の問題、そして、平等性の命題と自治思想における参加思想の結合を、経済秩序と社会秩序にも推し及ぼし、社会福祉国家思想に現実的内容を与えるようにする趣旨を持っている」のである（ハーバーマス 1994, 296）。

「実質的法治国家思想」が重要である。それは、ロザンヴァロン流に言えば、「デモクラシーの充実、深化」ではないだろうか。カウンター・デモクラシーの趣旨はそれに繋がると思われる。

私見では、そのようなことを、ハーバーマスは次のように結論づけていると思われる。ハーバーマスは言う。「市民的公共性は、構造的な利害葛藤と官僚制的決定権とをミニマムに抑えることが客観的に可能であると想定していた。第1の問題は技術的な問題であり、後の問題は経済問題へ還元できると考えら

れていた。今日にあっては、政治的に機能する公共性が、その批判的志向において、どこまで実現されうるかが、いよいよこの2つの問題の解決可能性にかかわっているわけである」(ハーバース 1994, 296)。「官僚制的決定権」の問題が経済問題へ還元できることには理解できないが、私見では、「解決可能性」は政治の仕事にかかわっていると考えている。「政治的に機能する公共性」は「デモクラシー」と読み替えてもよいのではないだろうか。

ところで、新川によれば、福祉国家は、階級分岐によって国民の同質性と連帯が大きな試練に晒された時代に、国民を再建する枠組みとして登場した、と言う(新川 2017a, 3)。同じような考えを、ピエール・ロザンヴァロンも言う。フランス社会思想史学者北垣徹によれば、ロザンヴァロンは、最終的に、福祉国家の再建には、国民の再創造が必要であると主張する。すなわち、彼が国民という水準を強調するのは、連帯を国民の水準で形成しなければならないということであり、それは具体的には、保険料ではなく租税によって賄われる福祉国家の創造を目指しているということになる(ロザンヴァロン 2006, 256)。福祉国家は、デモクラシーの大事な要素である自由・平等・連帯という大事な理念を実現するための欠かせない制度なのである。

新川の述べることをもう少し続ける。新川によれば、福祉国家は、国民の倫理や道徳に訴えるのではなく、再分配政策によって制度的に連帯と統合を実現したのである。こうして、福祉国家は、20世紀後半の先進諸国においては、国民統合を実現する一つの範型となった(新川 2017a, 3)。

ここまではよかった。しかし、20世紀末期からおかしくなって来た。近年、その国民統合の枠組みに大きなひび割れが生じている。今日の福祉国家においては、国民を統合する機能は弱まり、しばしば、それは国民を分断する作用すらもたらしている。すなわち、新川によれば、階級社会としての特徴が顕著であり、いち早く国民国家を福祉国家へと変容させた西ヨーロッパでは、移民の増加を前にして、福祉を移民から守ろうとする動きが顕在化している。このような福祉ショーヴィニズム、あるいは福祉排外主義と言われる主張は、左右の別なく見られるが、これまでのところ、極右政党がもっともうまく反移民感

情を動員して来た。彼らは、移民が国民としての義務も果たさず、福祉に依存し、福祉国家の危機を招いていると主張し、勢力の拡大に成功している。このような主張が事実と反するものであり、移民はむしろ国民経済に貢献しているという実証的な反論が繰り返さされているが、移民=福祉フリーライダーというイメージは消え去るところか、ますます広まっているように見える。かつて福祉国家は多様性を包みこむ国民統合パラダイムとして超党派的に支持されたが、今や社会を分断する政治的争点へと変質してしまったのである（新川 2017a, 3-4）。

以上のような問題について、筆者（土倉）は次のようにすでに述べたことがある。すなわち、市民-連帯-グローバル化というふうに、いろいろ考えさせてくれるのがロザンヴァロンの言説である。国民についての新たな見方を求めることには、来たるべき未来があると、ロザンヴァロンは言う。すなわち、国民の使命は、世界が大局でなし得ないことを小規模で行なうことである。国民においてこそ、一般的なものと個別的なものとが積極的に結び付く。国民は遠くと近くの間で踏み台となって普遍的なものを実践的に試す形態を描き出す。グローバル化を問うことと連帯を考えることは、このようにして、われわれの社会において、デモクラシーの問題を国民の問題へと結び付け直すことへと収斂する（土倉 2017, 24；ロザンヴァロン 2006, v-vi）。現在は、さまざまな先進諸国において、新たな社会問題を言い表すことが不可欠な時代であることに、心を留めておかねばならない（ロザンヴァロン 2006, v-vi）。不可欠なのは「新たな社会問題」<sup>2)</sup>であることに注意を払いたいと思う。

ロザンヴァロンによれば、新たな社会問題が到来したということは、社会的なものの管理にかかわるかつての方法が、もはや時代に適合しなくなったということである。デモクラシーの政治生活と社会生活とは、ますます同一のものとなりつつある。あるかたちで、福祉国家は、たえず、より直接に政治的なものとなっている。今や、正義の探求は、即座に社会的裁定かつ民主的討議であり、さまざまな個人の選好やいろんな段階の価値や概念が絡まっている中で共通の道を探求することである。一言で言うなら、この探求は同じ言語を話し、

社会的負債のかたちに関して合意を見るための努力なのである。福祉国家は、承認<sup>3a)</sup>を受けた再分配空間としての国民という概念との関連で再考すべきである。実際のところ、これ以外では、個人の独立を保証し、また別次元では、諸国民間の関係を基礎づける最低限の規則しか思考の余地はないだろう。福祉国家を再建しうるのは「実質的連帯」の展望においてだけであり、福祉国家なくしては、国民の観念は依然として古風なものに留まるだろう（ロザンヴァロン 2006, 68-9；Rosanvallon 1995, 69；do2000, 37；土倉 2017, 26）。「実質的連帯」の展望において国民の観念の再構築が必要であることは言うまでもない。

今日において、福祉国家をより連帯主義的な基礎に根付かせるためには「道徳的等価物」への回帰を引き起こさねばならないのだろうか？、とロザンヴァロンは問題を立てる。ロザンヴァロンによれば、アメリカの哲学者マイケル・ウォルツァー Michael Walzer は、次のように書いているという。「集合的危機の時に現れる助け合いの感覚や、洪水や台風、さらには外敵からの攻撃に直面した市民たちの間に現れる相互扶助の精神を、福祉国家の擁護者たちは、制度化し、永続的なものにしようとする」（ロザンヴァロン 2006, 73；Rosanvallon 1995, 73；do2000, 39；Walzer 1988, 17）。

ウォルツァーによれば、現代の福祉国家は国民化された分配のシステムである。かなりの重要な社会的善は、私的支配からとりあげられ、法によって、すべての市民や住民に分配される。この分配は、公的資金で支払われるが、それは公的官僚によって組織される。社会保障は分かりやすい一つの例である。過去においては、特権のある人たちに老齢保険や年金を販売するのは私的なセクターだった。今や国家が管理する。特典のために税金の形で徴収し、そして年金を保証するのである（Walzer 1988, 13）。

社会主義の伝統的発想は、歴史的に、強者と弱者、ブルジョワとプロレタリア、資本家と労働者階級が対立するものとして社会を描き出す二元論的な見方と結び付いていた。左翼は、現実の社会について、その複雑性において思考しえず、そのために社会に対して働きかけることが出来なかった。左翼は自らの生み出した神話の虜になっていた。さらに、連帯を実践的に考えることが出来

なかった。すでに乗り越えられてしまったイデオロギーと、足場を持たない曖昧な現実主義の間で、為すすべもなく、幻想から現実へと密かに身を移した(ロザンヴァロン 2006, 86-7; Rosanvallon 1995, 87; do2000, 45; 土倉 2017, 27)。

ロザンヴァロンは次のように主張する。すなわち、以上のように述べたところから、社会変化の中心的作用因としての税制改革という神話が1980年代に崩壊する、そのことの持つ重要性が出て来る。実際、この崩壊によって、伝統的な社会主義的ヴィジョンが枯渇したことが、もっとも鮮明かつ典型的なかたちで示されたのである。そして、ロザンヴァロンはこう問う。社会排除の進展は、一種の「内」と「外」との単純で古風な分割の方に社会を連れ戻すことにより、こうした判断に修正を加えるように誘っているのだろうか。こうした単純な分割は、新たに理解と行動を生むべきものなのだろうか(ロザンヴァロン 2006, 87; Rosanvallon 1995, 87; do2000, 45)。

私見では、「社会排除の進展」に対して、「伝統的な社会主義的ヴィジョンが枯渇した」という判断は正しく、新たなヴィジョンを構築すべきであると述べていると理解したい。

経済的なものと社会的なものが分離していく動きは、大量失業と長期失業の増加という形をとっている。1980年代および1990年代の社会変容によって、いかにしてこの現象が加速し、福祉国家の逸脱機能を激化させるに至ったかを強調するのは、重要なことであるとロザンヴァロンは言う。すなわち、大量失業によって経済近代化の過程はさらに先鋭化した。大量失業は、経済の一極集中が極限まで進んで行く傾向を示している。経済的なものと社会的なもの、生産と再分配、競争と連帯、これらが互いに分離してしまうのである。大量失業によって、経済活動と福祉国家の間の断絶は、その極みまで深まる(ロザンヴァロン 2006, 111; Rosanvallon 1995, 111; do2000, 58)。

ロザンヴァロンは、フランスの経済学者ジャン・ポール・フィットゥシ Jean-Paul Fitoussi に教えられて、次のように主張する。1960年代および1970年代のヨーロッパ経済は、いわば暗黙の社会契約によって規制されており、この社会契約のおかげで、行為者間の暗黙の「補助」システムが総体として経済



の中に埋め込まれ、それが雇用にとって有利に働いていた。当時は、あたかも、より非熟練の賃金労働者は、より熟練の賃金労働者から補助を受けているかのように、すべては進行していた。高額報酬を事実上制限することにより、企業はより多くの非熟練労働者を雇うことが出来た<sup>3b)</sup>。アメリカの経済学者マーチン・ワイツマン Martin Weitzman は、「シェア・エコノミー」とそれを表現した。このように、賃金生活者全体の内部で、すでに暗黙な形で再分配が存在していたのである（ロザンヴァロン 2006, 112-3; Rosanvallon 1995, 112; do2000, 59）。

ロザンヴァロンによれば、大量失業とは、現代社会において、経済行為者間の新たな再分配システムが纏った形態だとすれば、福祉国家の発展とは、それに伴う経済的なものと社会的なものとの断絶が深まったことから機械的に生じる帰結である。1960年代に存在した暗黙の社会契約は、近代におけるある種の異質性を受け容れることに基づいていた。ある同じ生産機能の中に、能力においてきわめて異なる労働者たちが共存しており、また、企業内部に、生産機能においてきわめて弱い多数の「ニッチ」が存在していた。社会の凝集力は、かなりの部分が、経済的なものの中に埋め込まれたこの種の社会的なものと結びついていた。1980年代と1990年代に加速した近代化は、こうした編成を崩した。企業は、よりいっそう先鋭的に「近代」化すべく、保護をもたらすこうした古きものの小さなたまり場を、すべて取り除いてしまった。その結果として、以前は生産システムの中に散在していた社会保障のミクロな配置機関をすべて、大量失業の面倒を見るという形で、一手に集中させてしまったのが、福祉国家である。より効率性を欠いた非熟練の賃金労働者たちの多くは、かつては企業の中に組み込まれていたが、今や補償金を受ける失業者になった（ロザンヴァロン 2006, 117-8; Rosanvallon 1995, 116-7; do2000, 61）。

新川によれば、国家の福祉機能が縮減し、市場や家族がそれを補完できないとすれば、そこに共同体というもう一つの福祉提供主体が見出される。リベラル・デモクラシーにおける自発的結社は、基本的に協同体であるし、現代では、非営利団体が注目される。協同体は、個人およびその家族が市場リスクに直接

晒されることを防ぎ、国家権力に対する社会的な防波堤ともなる。イギリスの社会学者ポール・ハースト Paul Hirst は、代表制デモクラシーが中央集権化を招き、市民から離反している現状に対して協同体が新しいデモクラシーの可能性を提供すると指摘している（新川 2017a, 3）。

ここで、就労義務強化について考えてみたい。新川によれば、グローバル化や高齢化の波が、従来の福祉国家の維持を著しく困難にしている。各国は、それぞれの福祉国家遺産を継承しながらも、共通の方向に舵を切ったように見える。社会権は、失業や貧困というものが、個人の意思や能力という偶発的な要因によるものである以上に、資本主義経済が構造的に創り出すものであるという認識に基づいている。これに対して昨今の就労義務強化は、失業や貧困の原因をふたたび個人の行動や態度の問題へと還元しようとするものである（新川 2017a, 5）。

さらに、劣化した就労の義務づけについて付言する。政治学者宮本太郎は次のように言う。すなわち、社会保障・福祉の対象を「支える側」の中間層を含めて広げようとした普遍主義的改革は、中間層の縮小という流れのなかで、逆に低所得層を排除する傾向を帯びて来る。「支えられる側」と目された人々の自立支援についても、就労支援に財源が回らないまま進む。非正規の不安定な雇用しか選択肢がない状況では、自立支援は空回りし、劣化した就労の義務づけという性格を強めて行く（宮本 2017, 164）。

## 1. 福祉国家とは何か

デンマーク出身で、スペイン在住の社会学・政治学者である G. エスピン・アンデルセン G. Esping-Andersen によれば、福祉国家研究は、権力、産業化、あるいは資本主義の矛盾といった他の異なった現象に関する理論的関心に基づいて行なわれて来た。そして福祉国家自体とは言えば、その概念の意味についてほとんど関心が払われなかったのである（エスピン-アンデルセン 2001, 19）。

エスピン-アンデルセンはこう主張する。よく見られる教科書ふうの定義というのは、福祉国家とは市民のための基礎的な福祉を保障する国家の責任を意

味する、というものである。しかし、このような定義は次のような点に答えていない、とエスピン-アンデルセンは言う。すなわち、社会政策は人々の解放につながるのかどうか。市場のプロセスと矛盾するのがあるいはむしろこれを助けるのか（エスピン-アンデルセン 2001, 19）。

エスピン-アンデルセンによれば、福祉国家の概念についての第2のアプローチは、イギリスの社会政策学者リチャード・ティトマス Richard Titmuss の残余的福祉国家と制度的福祉国家の古典的な区別に基づくものである。旧救貧法が暫時崩壊するにつれて、「保護を必要とする状態」に関しての定義が次第に拡大され、それが全体の責任として理解されるようになり、また、それに対応して多くの施策が取り上げられるようになった、とティトマスは述べている（ティトマス 1967, 33）。

1980年代以降、新政治経済学と呼ばれる新しい潮流が生まれて来た。この潮流によれば、政治と経済、つまり国家と資本主義は、それぞれ別のメカニズムで動きつつ、相互に関連しあっている。経済の領域では資本主義が発展し、階級対立が生まれていく。政治の領域では議会制民主主義が根つき、労働者階級も自分たちの政党を組織して政治へと参画していく。左右の党派の間に競争が生まれ、資本主義の枠内で、それを修正するような雇用政策、社会保障政策が実現される。福祉国家のあり方を規定するのは、経済水準や資本家階級の支配ではなく、左右の政党競争による「政治」である。福祉国家論研究の刷新をもたらした「権力資源論」によると、福祉国家を規定するのはおよそ2つの要因である。ひとつは、労働組合がどれほど権力を持っているか。もうひとつは、左翼政党が労働者以外に支持層を広げたかどうかである（田中 2017, 13）。

さきに紹介したエスピン・アンデルセンや、スウェーデンの政治社会学者ウォルター・コルピ Walter Korpi など、主に北欧の政治経済学者たちによって唱えられたこの「権力資源論」では、左右政党の組織的な権力基盤（労働組合や使用者団体）が主題に据えられる。とりわけ、福祉国家の発展を規定するのは左翼政党の影響とされる。左翼政党の影響力は、およそ2つの指標によって測られる。1つは労働組合の組織力である。労働組合の組織力が高いか

どうか、組合が分裂せず単一に組織されているかどうかによって、労働者階級の「権力資源」が決まる。2つ目は政党の連合戦略である。労働者階級を支持基盤とするだけで議会の多数派を占めることは難しい。農民階級、中産階級など他の階級と戦略的に提携し、選挙で多数派をとって政権を獲得できたか。以上の権力資源と政党の戦略によって、左翼の権力の大きさが決まり、その違いが先進国の福祉国家の違いをもたらした、と説明される（田中 2017, 279-80）。

## 2. 福祉国家の歴史

福祉国家の歴史的発展を考えてみたい。田中によれば、イギリスの社会学者トマス・ハンフリー・マーシャル Thomas Humphrey Marshall は、近代市民権の発展史を、イギリスをモデルとして次のように描いた。18世紀には市民的自由の権利（人身の自由、思想・言論の自由、労働の自由など）が保障され、19世紀には政治的権利（参政権、被代表権）が労働者階級にまで拡大する。労働者の政治参加によって、20世紀に入ると社会的権利も市民の権利として認められるようになった。マーシャルによれば、近代の歴史とは、資本主義のもたらず不平等が是正され、実質的な平等が拡大して来た発展のプロセスということになる（田中 2017, 9-10）。つまり、マーシャルは、社会的平等へと向かう現代の動向には乗り越えられないような、あるいは乗り越えられそうもないような限界があるのかどうかを問題にしたいと考え、この平等への動向を駆り立てている諸原理に内在する限界を考察している（マーシャル・ボットモア 1993, 14; Marshall & Bottomore 1992）。実質的な平等とは、デモクラシーの重要な要素である。実質的な平等を、原理的に、国家が国民に保障する。そこから福祉国家の歴史が始まる。そのように考えて行きたい<sup>3c)</sup>。

ただ、田中によれば、マーシャルの議論は、市民権の名のもとに、資本主義市場のもたらず不平等を矯正し、実質的な平等を拡張する運動が歴史を通じて発展して来たことを示すものであった。それは第2次世界大戦後の社会政策発展期には妥当する議論のように見えた。ところが、過去20年間の社会政策の変容は、もはやマーシャルの議論とは相いれなくなっている。先進国では、医療

保険や公的年金の給付が抑制され、公的扶助と失業保険が就労義務と強く結びつけられ、最低生活保障よりも経済発展のための「投資」が重視されるようになっていく（田中 2016, 16）。

田中によれば、第1の段階が、「自由な市場」の形成と、国家による古典的な救貧行政の時期であったとすれば、19世紀半ばから20世紀前半は、工業化の進展とともに、資本主義市場に内在する問題が意識され、その修正が図られていく段階である。資本主義市場の成立により、自らの労働力を商品として売り、生活の糧を得る「自由な労働者」が生みだされた。ところが、伝統的な共同体から切り離された「自由な労働者」とは、不況時には生存を維持する手段を持たない脆弱な個人に過ぎなかった。この時期、都市部の工業労働者の間に現れた膨大な貧困は人々にショックを与え、「大衆的貧困」と呼ばれるようになった。もはや、貧困とは、労働能力や道徳の欠如による個人的問題ではなく、社会構造に内在する問題として認識されるようになる。およそ19世紀半ば以降、それは「社会問題」とも称されていく（田中 2017, 23-4）。

少し観点を変えて、福祉国家論をマルクス主義から照射して見ることにする。19世紀ヨーロッパに見られた深刻な問題は、資本主義経済の発展に伴う階級分岐である。社会主義勢力、なかんずくマルクス主義者たちは、資本主義経済は労働者階級を搾取するものであり、国家は資本家階級の手先・手段に過ぎず、デモクラシーは資本家の階級支配を隠ぺいするヴェールに過ぎないと批判した。彼らは国家を超えた労働者階級の団結を標榜し、国民統合を脅かすようになった（新川 2017, 3-4）。日本においても、1960年代、福祉国家は「まやかし」であり、「憲法改悪に名を借りた反動的な議論である」という見解があった（土倉 1988, 79）。

しかし、田中によれば、福祉国家が発展する20世紀後半になると、一部のマルクス主義者たちは、資本主義と国家がより柔軟な相互関係を取り結んでいる、と考えるようになった。国家は、階級対立から「相対的に自律」し、一見したところ、資本家階級の利益に反するような再分配政策や社会保障政策を行なう。これらの政策は資本主義の原理（資本蓄積の要請）と本質的に矛盾するため、

現代国家は経済不況や財政危機を必然的に抱え込む（田中 2017, 11）。

福祉国家のあり方は、経済発展の水準のみに規定されるわけではなく、労使の階級対立によって規定されるわけでもない。それはさまざまな社会集団の間の対立や権力関係を背景として、左右政党の競争を媒介することで決まると考えられる（田中 2017, 14-5）。

やや微視的になるが、フランスに絞って、福祉国家の歴史的展開を見ておきたい。絶対王政が名誉革命によって打倒されたイギリスと異なり、18世紀フランスでは、絶対王政の下で大土地所有層（貴族）、都市市民、同業組合などがそれぞれに特権を付与され、「社団国家」が形成された。強力な重商主義政策がとられたものの、「自由な市場」の形成は遅れ、18世紀末までには、イギリスとの経済競争にも後れをとっていた。1789年に勃発したフランス革命は、封建制から近代社会への転換という側面とともに、イギリスの国際的な覇権に挑戦する「上からの近代化」という側面を持っていた（田中 2017, 30-1；ウォーラスティン 2013, 107）。

ウォーラスティンにしたがって、フランス革命の意味をもう少し考えてみたい。第1に、それは、早急にフランス国家の改革を強行しようという、支配的な資本家階層のなかの一集団による、かなり意識的な試みであった。第2に、フランス革命は、公共の秩序が徹底的に崩壊するような状況を意味したため、「近代世界システム」史上初めて、本格的な反システム運動が勃興することになった。第3に、ブルジョワ革命は、全体としての「近代世界システム」に必要なショックを与え、文化・イデオロギーの側面を、少なくとも経済的・政治的現実に追い付かせ、対応させる役割を果たした（ウォーラスティン 2013, 107-8）。

常識的なフランス革命観とは一線を画したウォーラスティンのフランス革命論のポイントは、おそらく、第3の点、すなわち、フランス革命は「文化・イデオロギーの側面」を「経済的・政治的現実」に追い付かせ、対応させたという観点にあると思われる。そこから、飛躍して、それでは、現代における「福祉国家論」イデオロギーはいかなる形態をとればよいのか？問題はそこに

あると思われる。フランス革命の意味をウォーラスティンの指摘にさらに重ねれば、「フランス革命の特徴は、自律した個人のみによって形成される『一般意思』を国家が一元的に担うため、救貧・相互扶助団体を含めたあらゆる中間集団をいったん否定した」（田中 2012, 142）ところにあるということも重要だと思われる。

さて、19世紀の半ばになると、都市部の労働者階級を中心とした貧困が「社会問題」と称されるようになる。フランスでこの問題を最初に取り上げたのは、名望家層、保守的使用者層、行政官などの支配層であった（田中 2017, 31）。

1870年に始まる第3共和制のもとで、これまでの保守的社会観、社会主義者たちの革命運動の双方を調停する思想として、エミール・デュルケム Émile Durkheim、セレストン・ブグレ Célestin Bouglé、レオン・ブルジョワ Léon Bourgeois などの社会学者・政治家によって唱えられたのが連帯主義である。彼らの意図は、一方で保守主義者の階層的な社会観に対し、個人の平等に基づく共和主義を擁護しつつ、他方でフランス革命期に唱えられたような国家と個人の2極構造（ジャコバン主義）を修正し、中間集団を活用した社会統合を実現することにあつた（田中 2017, 32）<sup>3d)</sup>。

デュルケムの思想は、カトリック教会と対抗する世俗的な道徳を示すものとして、あるいは階級対立を超えた社会統合のヴィジョンを示す理論として、第3共和制期に大きな影響力を持った。分業化された役割を担う個人同士の機能的な結びつきを重視し、こうした個人の存立を脅かすリスク（病気や老齢）を職業集団ごとに共有するという考え方は、後にフランス福祉国家の原理を示したものとみなされて行くようになる（田中 2011c, 262）<sup>3e)</sup>。

こうした社会観を背景として、都市部中産階級（専門職、中間資本家層）、地方小農層を支持基盤とする急進共和派が主導権を握る世紀転換期に、最初の社会保険が導入される。労災保険（1898年）、労働者農民年金法（1910年）などである。フランスでは、地方小農層や都市部中産階級を支持基盤とする共和派によって最初の社会保険が導入されていった（田中 2017, 32）。

たしかに、フランス第3共和制は、急進社会党が制覇した時代であった。筆

者は次のように述べたことがあった。すなわち、フランス急進派の系譜からフランス革命を考えてみると、そこにポジとネガが見られると思われる。ポジというのは、フランス革命の共和制的な側面、人権的な側面を、19世紀と20世紀のフランス急進派が継承したということである。その結果、フランス第3共和制は、光栄ある民主主義制度として、政治学の教科書にとりあげられ、その脈流は第5共和制のミッテラン政権にまで流れ着いて来ている。ネガというのは、フランス革命の中央集権的な側面、恐怖政治的な側面である。フランス革命におけるジャコバン主義は、バブーフ主義、フランス社会主義に継承され、バリ・コムューンあたりから、フランス急進派とは別の流れとして、革命政党の論理に吸収されて行く。ところで、ポジとネガというのは、表面的な区別であって安易な区分は危険である。とくに、ポジの側面に関しては、ブルジョワ民主主義、体制化した民主主義、停滞した民主主義という批判があったし、これからもなされるであろう（土倉 1999, 32-3）。以上の言説の初出は1991年であるが、現在では「代表制民主主義」の批判が大きな問題となっている。筆者としては、自由民主主義、社会民主主義、キリスト教民主主義、それらすべてに共通して根底にあるもの、それを「デモクラシー」として、初原から再考してもよいのではないかとということが念頭にある。「福祉国家」論はそのケース・スタディであると考えている。

1930年代には、国家官僚の指導によって労使関係の調整と産業合理化が「上から」進められる。社会経済評議会を舞台としたフランス型コルポラティズム」とは、比較の観点から見れば、政府主導の「弱いコポラティズム」と評することが出来る。こうした試みを背景として、1936年に、マティニヨン協定が締結され、団体協約、有給休暇制、週40時間制などが定められた。1928年から30年には、職業団体などによって管理される初めての社会保険（医療、年金、労災、出産）が導入された（田中 2017, 65）。

フランスの労使関係の特徴は、(i) 伝統的中産階級（中小生産者、手工業者、自営業者）や小農層の残存、(ii) 労使団体の分立、(iii) 国家官僚の労使関係への介入と「上から」の組織化、という点にあった（田中 2017, 65）。



それでは、スウェーデンはどうだったのだろうか。田中によれば、スウェーデンの特徴は、貴族の土地所有が少なく、中小農民層が多かったため、大土地所有層のヘゲモニーが確立しなかったことである。他方で製材や鉄鋼など地方の資源を活用した急激な工業化により、都市と地方の間に大きな亀裂が生まれず、比較的均質な労働者階級が形成された。スウェーデンでは、特定の階級がヘゲモニーを独占せず、都市部中産階級、労働者階級、地方の土地所有層の間に緩やかな協調関係が形成され、近代化・国民化が進められた点に特徴がある（田中 2017, 36）。

田中によれば、1920年代までのスウェーデンの社民党は、議会改革などで自由党とも提携したものの、産業の国有化といった社会主義的な綱領を保持していた。しかし、農村人口の多いスウェーデンでは、こうした路線のままでは政権を獲得できない。1928年総選挙での敗北をきっかけとして、内部で路線転換の動きが起こる。社民党の指導者パール・アルビン・ハンソン Per Albin Hansson は、社民党が階級政党から脱却して「国民の家 Folkhem」をめざさなければならない、と主張した（田中 2017, 78）。

そもそも地方の農民と都市の労働者とは、多くの場合利害が対立する。農民は食料価格を高く維持しようとするが、都市に住む労働者は食料品をできるだけ安く購入することを望む。労働者の高賃金は、農民にとっては工作機械の価格高騰につながる。1930年代のスウェーデン社民党はこうした労農の利害対立を調停し、食料価格を維持する代わりに失業対策として大規模な公共事業を行ない、国家が積極的に雇用政策を行なうという政策を推進した。いわゆる赤緑同盟（労農同盟）である（田中 2017, 78-9）。

社民党は、1932年に、農産物の価格維持政策を認めて農民党の支持をとりつけ、同党との連立によって政権についた。その後、積極財政による失業対策を実施して成果をあげると、1936年には単独政権に転じ、「貧困と失業の恐怖からの脱出」を目標に社会改革を進め、多くの国民の支持を得た。こうして社民党は、1940年代に入る頃には、単独で過半数の議席を占めるまでになり、同党による政権は、第2次世界大戦中の大連立をはさんで、1950年代まで続いてい

た（渡辺 2002, 2）。

社民党は、赤緑同盟によって、1936年から政権を維持し、第2次世界大戦後は普遍主義的な福祉国家の建設へと向かっていく。1947年には国民基礎年金が、1953年には国民健康保険、家族手当が導入された。これらはいずれも一つの制度に国民全体が加入し、主に税を財源として均一給付を行なうものであった（田中 2017, 79）。

「国民の家」という理念を背景として、スウェーデン福祉国家は、つねに完全雇用政策と結び付いていた点にも注意しなければならない。働ける国民全員が何らかの労働を担うべきだという「就労原則」は、その後もスウェーデン・モデルの基底にあり続ける（田中 2017, 79）。

### 3. 第2次世界大戦後の福祉国家

田中によれば、第1次世界大戦、第2次世界大戦という2度の「総力戦」を経ることで、国家の介入は飛躍的に拡大していく。第2次世界大戦後、先進国は共通する枠組みのもとに福祉国家を形成していく。その枠組みとは、自由貿易を原則とする「ブレトンウッズ」体制であり、この体制に呼応する国内の政治経済の仕組みが「フォーディズム」である（田中 2017, 41）<sup>4a)</sup>。

連合国が勝利を確信するようになった1944年7月、ブレトンウッズで国際会議が開かれ、戦後の国際秩序が協議される。戦前のブロック経済に対する反省から出発したこの会議では、アメリカとイギリスの綱引きはあったものの、最終的に3つの取り決めがなされた。第1は、多角的・包括的な自由貿易の推進である。第2に、自由貿易を支える国際通貨体制として、金と兌換性を持ったドルを基軸通貨とする固定相場制が採用された。第3に、各国の復興と開発を進めるため、長期の貸し付けや融資を行う世界銀行が設立された（田中 2017, 42-3）。

ブレトンウッズ体制のもとで各国は自律的な金融・財政政策を行なえるようになった。この枠組みに対応する国内経済の仕組みが「フォーディズム」である。ファシズム体制が打倒され、米ソの冷戦が始まると、西側諸国では議会制

民主主義への合意が生まれていく。多くの国は、戦時中に経済計画を経験し、国家が労使関係を介入して、生産性を引き上げるというあり方を許容するようになっていた。この「生産性の政治」を実現する鍵となったのが、労使の和解体制である。戦後になると、使用者団体と労働組合の間に一定の協調関係が成立していく。労働側は使用者と協力して生産性の向上に努力する。使用者の側は、労働者の雇用を保証し、生産性の向上に合わせた高賃金を約束する。労使和解が特定の産業を超えて広く社会に普及するようになった時、その仕組みは「フォーディズム」と呼ばれる（田中 2017, 44）。

イギリスでは、1950年代以降、労働党と保守党は自由主義経済、ケインズ主義、普遍的な福祉国家の建設について、「コンセンサス」（保守党バトラーと労働党ゲイッケルの名前をとってバツケリズム Butskellism と呼ばれる）を形成していく（田中 2017, 53）。

アメリカは「半福祉国家」とも呼ばれるように、他の国では一般的にみられる国民全体を対象とした医療保険や家族手当が存在しない特異な国である。先進国では日本に次いで公的社會支出が小さく、いわゆる「小さな政府」の典型例とみなされて来た（田中 2017, 55）。アメリカの代表的な政治学者であるシーダ・スコチポル Theda Skocpol は、地方政府の強さ、行政的集権制の弱さ、政党の脆弱さなどの制度的な特徴によって、アメリカ福祉国家の未発達を説明している（田中 2017, 56；Skocpol, 1995）。

イギリスの場合、福祉国家を導入したのは労働党政権であったが、その基礎となったウィリアム・ベヴァリッジ William Beveridge のプランは、均一拠出、均一給付によって「ナショナル・ミニマム」のみを国家が保証する、という自由主義的な考えの延長上にあった。労働勢力の政治への影響力が強かったわけではなく、労使協調によるコーポラティズムも根づいていなかった。人々の生活水準が向上するにつれて、中産階級以上は民間保険に加入するようになった。1970年代の改革を経て、公的福祉は主に低所得層を受益者とする選別的な制度になっていった（田中 2017, 62）。

アメリカの場合、政治制度の分権性から、大規模な改革はそもそも困難で

あった。「革新主義」運動を率いたのは都市部中産階級であり、そのプログラムは工業・金融資本家層の利益と対立するものではなかった。「ニューディール政策にせよ「偉大な社会」プログラムにせよ、中産階級を受益者に組み込む普遍的な制度を目指したものではなく、失業層・貧困層向けの最低生活保障という性格は変わらなかった（田中 2017, 62）。

両国の経験の基底にあったのは、戦後社会でヘゲモニーを争ったのが、金融・産業資本家層と中産階級であったという事情である。労働者層やマイノリティが政治的に組織化され、中産階級と連合を組んで影響力を行使できたわけではなかった。（田中 2017, 62）。

大陸ヨーロッパの医療保険・年金の水準は高く、それはアングロ・サクソン諸国との比較から「ヨーロッパ社会モデル」とも称される。日本では戦前からドイツの福祉国家が先進的なモデルのひとつとみなされ、フランスの福祉国家はしばしば「社会的デモクラシー」を具現化したものと捉えられて来た。重要なことは、両国が伝統集団を活用する形で制度的分立を特徴とする福祉国家を建設し、その成功ゆえに、1980年代以降、困難に陥っていたという点である（田中 2017, 63-4）。また、フランスの福祉国家は、議会政治の不安定のため、実質的には官僚の主導により、政策の立案、実施が行なわれた（田中 2017, 66）ことも重要である。

それでは、第2次世界大戦後のフランスの福祉国家はどのような経緯をたどるのであろうか。田中は次のように明快に述べている。すなわち、1944年5月、全国抵抗評議会 Conseil National de la Resistance = CNR は全市民を対象とした社会保障を構想する。このプランの作成を主に担ったのは高級官僚ピエール・ラロック Pierre Laroque であった。1945年に提出した原案で、ラロックは「新しい社会秩序の建設」を訴える。その原則は3つにまとめられる。第1に、労働者とその家族の蒙るあらゆるリスク（労災、医療、出産、年金、死亡）への保険を設定することである。社会保障とは、万人が労働に従事する見返りとして生活の安定を与えるものと位置づけられた。第2は当事者自治の原則である。ラロックによると、「社会保障におけるフランス的伝統とは、相互

扶助、サンディカリズム、かつての社会主義、そして友愛 *fraternité* の伝統である。社会保障とは、職業的な相互扶助の伝統に立脚し、職域ごとに労働者・使用者の代表によって管理されるものでなければならない。第3は行政的な一元化である（田中 2017, 66-7）。フランスでは、職業別の社会保険を基礎として、国家が制度間の調和を図ることで、手厚い福祉が実現されていった（田中 2017, 68）。

フランス、ドイツに共通する特徴とは何だろうか。田中によれば、両国では「上からの工業化」が進められたものの、伝統的中産階級が根強く残り、これらを支持基盤とした中道右翼、中道左翼政党の主導によって、戦後福祉国家が建設された。その制度上の特徴は、労使によって管理される職業別の社会保険、所得比例という点にある。戦後の主要政党はこの路線を引き継いで福祉を拡大させ、付加年金も公的なものとなった。さらに、「男性稼ぎ主モデル」を前提とした家族への現金給付も大きかった。国家が画一的に市民の生活を保障するのではなく、家族—職業集団の相互扶助を国家が補完する、という制度が選択されていったのである（田中 2017, 74）。

田中によれば、戦後のスウェーデンはいわゆる「高福祉・高負担」の国として知られている。1990年の GDP 比公的社会支出は、日本の11.1%に対して、スウェーデンでは30.2%と約3倍である。同時期のスウェーデンの年金は所得代替率が7割程度であり、充実した公的ケアサービスもある。ほとんどのスウェーデン人は老後のために貯蓄する必要がなかった。一方、日本では、公的年金の代替率が約5割、公的介護ケアは貧弱で、家族に頼らなければ生活できない人も多い。ほとんどの日本人は老後の生活に不安を抱え、貯蓄に励まなければならない。また、スウェーデンではほぼすべての学校が公立であり、授業料は大学まで無料である。奨学金制度も60年代から整備され、教育費はほとんどかからない。一方、日本の子どもは小さな頃から塾に通い、よい大学に入学するためには私立の中学や高校に通わなければならない。今日では約半数の大学生が数百万円の借金を抱えて卒業している（田中 2017, 75-6）。遅れて工業国の仲間入りを果たしたスウェーデンと日本であるが、両国の進路は大きく分岐

していった。なぜスウェーデンは「高福祉・高負担」を選択していったのだろうか（田中 2017, 76）。スウェーデンの福祉国家形成史の研究では、普遍主義的な制度となった要因が次のように説明されて来た。労働組合の高い組織率が背景として、戦前は労農同盟、戦後は労働者階級と中産階級との連合により、社会民主党が一貫して政権を維持し続けたためである（田中 2017, 285）。

第2次世界大戦後のスウェーデンの福祉国家は、ケインズ主義的な雇用政策と福祉国家が先進国の一般的な潮流となり、スウェーデンの社民党は自由党などの攻勢にもかかわらず、政権を維持し続けた。しかし、1950年代に入ると、社会状況の変化とともに新たな福祉改革が課題となっていく（田中 2017, 80）。

スウェーデン福祉国家をもたらしたのは、労働組合の権力の強さや、左翼政党である社会民主党の強さであった、とされることがある。これらの議論は間違いではないが、左翼勢力の強さだけでスウェーデンの戦後レジームの特徴を説明することは出来ない、と田中は言う。すなわち、むしろ、労働勢力、中産階級、使用者階級のあいだに一定の協調関係があり、ともに「国民の家」を発展させるという理念を共有していたことが、後発国として近代化を遂げたスウェーデンの特徴であった。戦後の労働者・中産階級の連合も、こうした伝統の延長上に可能となったといえる。「国民の家」の理念、「就労原則」、集権的なコーポラティズムは、1980年代以降のグローバル化、移民の増大などによって、徐々に掘り崩されていく。スウェーデン・モデルもまた、1990年代に入ると根本的な再編を迫られていくことになる（田中 2017, 84）。

スウェーデンは高福祉・高負担型の社会であり、人々が比較的高い税や保険料を払う代わりに、諸制度を当然の権利として利用できるようになっている。福祉政策の体系の違いについて、エスピン・アンデルセンは、各国のデータを基に、人々の生活が市場関係を離れて成り立つ度合いを表す「脱商品化」と、社会的階層化という2つの指標を用いて3つの類型を導き出した。各々の発展をもたらす上で大きな役割を果たした政治勢力にも着目して、i) ニーズ充足が主として市場に委ねられ、階層化が進んだ「自由主義レジーム」、ii) あ欲能団体を中心とした中間組織の役割が大きく、階層化が中程度の「保守主義レ

ゲーム」, iii) 国家の役割が大きく、階層化が抑制された「社会民主主義レ  
ゲーム」を区別した。政治学者渡辺博明は、デンマーク出身のエスピン・アン  
デルセンには労働運動や社会民主主義政党の影響力の増大が福祉の発達につな  
がると見る「権力資源動員論」に依拠して研究を進めて来たという面があると  
して、スウェーデンは社会民主主義レジームに分類された(渡辺 2015, 133-4;  
エスピン・アンデルセン, 2001)と述べる。

渡辺によれば、スウェーデンの福祉レジームの場合、一貫して作用していた  
原理や原則を指摘することが出来ると言う。すなわち、第1に、「普遍主義」  
が挙げられる。福祉に関わる諸制度が、社会的立場や経済状況にかかわらず、  
出来るだけ多くの人々を対象とするように設計されていることを意味する。第  
2に、「ノーマライゼーション」が挙げられる。それは、さまざまな困難を抱  
える人々が、必要な支援を受けながら、他の点では出来る限り通常の、ある  
いは従前の環境で暮らしていけるようにするという考え方である。第3に「就  
労原則」と呼ばれるものが挙げられる。これは、すべての人が就労を通じて社  
会に関わるべきだという考え方で、1930年代に社民党が失業問題に取り組んだ際  
にすでに唱えられていた(渡辺 2015, 134)。

スウェーデンは、1930年代に移民の「送り出し国」から「受け入れ国」に転  
じると、第2次世界大戦後にはその数を急速に増やしていった。この国では、  
当初より、国外からの労働者の定住を想定して受け入れる傾向が強く、親族の  
呼び寄せにも寛容であった。1970年代以降、移民の社会統合を進める政策が採  
られて来たが、1990年代に入ると、いわゆるバブル経済の崩壊と共に、第2次  
世界大戦後最悪といわれた経済危機に見舞われることになった。2000年代にな  
ると、移民への自立支援が政策目標とされる一方、社会統合の機能不全が問題  
化し始めた。そのような状況の下で、移民を批判するスウェーデン民主党が国  
民の間で支持を広げていった(渡辺 2017, 157-62)。

後にスウェーデン民主党の初代党首となる電子技師のセイロンは、スウェー  
デンで多文化主義が公式に採択されることに不満を持っており、1979年に知人  
と2人で移民政策を批判するピラを撒いた。そこには「スウェーデンをス

ウェーデンのままに」というスローガンが書かれていた。それを機に、これを名称とする運動組織が作られた。そこには、ネオ・ナチやファシストの諸団体からの参加者も多く含まれていた。この運動組織は、他のネオ・ナチ組織との合併分裂の後、1988年選挙を前にスウェーデン民主党を結成した。2000年代に入ると、スウェーデン民主党は、フランスのFNやデンマーク国民党などを意識してさらなる党改革をはかった。2014年選挙では、12.9%、49議席と躍進し、社民党、保守党に次ぐ第3党となった（渡辺 2017, 162-5）。

事実として、スウェーデン社会が移民に依存する面は確実に大きくなって来ている。こうしたことを十分に認識する他の諸政党は、右翼・左翼を問わず、移民とネイティブの間の亀裂を深めるような対応を避けようとして来た。スウェーデン民主党の排外主義的な主張が文字どおりに実現することはあり得ないにもかかわらず、そのような言説が一定の支持を集める状況が既成政党を悩ませている（渡辺 2017, 162-5）。

2018年9月の選挙を前に、渡辺は次のように予測した。右翼は今回も4党連立で政権奪取を目指しており、与党2党を含む左翼は、明確な選挙連合体制をとっていないものの、選挙戦においては、ブロック間対抗が基調となっている。次期政権も左右どちらかの連立政権になると見込まれる一方で、さらに議席を増やしたスウェーデン民主党が、その後の議会運営に混乱をもたらす可能性も高い（渡辺 2018, 20）。

「スウェーデンという国のひたすら真面目な相貌の背後に、意表をつく大胆な制度上の仕掛けや高度な政治的駆け引き等、もっと興味深い別の顔が思われた」と宮本太郎は言った（宮本 1999, i）。宮本は『福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学』において、スウェーデンにおける福祉国家建設が、社会民主主義勢力による政治的な「戦略」の帰結として進展したことを論じているが、オランダにおいては、キリスト教民主主義勢力による「福祉国家という対抗戦略が作動したといえようか、政治学者水島治郎は述べる（水島 2015, 72）。

水島によれば、オランダについてみれば、19世紀後半から20世紀初頭にか



て成立した初期の社会立法を進めたのは自由主義系の政党であったが、1918年以降は一貫して宗派政党（後のキリスト教民主主義政党）が政権の中核を占めた結果、とくに20世紀半ば以降急速に進んだ福祉制度の推進者は、主としてキリスト教民主主義政党であった（水島 2015, 72）。

エスピン・アンデルセンによれば、ヨーロッパの多くの国では、ドイツ帝国の社会保険改革が、模倣政策のモデルとなっていた。こういった保守的遺産の多くが、今日の福祉国家制度に引き継がれて来た。他の多くの国では、福祉国家は社会民主主義者や左派自由主義者によって建設されたが、戦後大陸ヨーロッパにおける福祉国家の確立は、右派連合もしくは中道右派連合、とりわけキリスト教民主党によってリードされて来た。フランスやスペインのように、たとえ、キリスト教民主党が弱い国であっても、カトリックの社会的教義が、やはり社会政策に影響を及ぼしているのである（エスピン・アンデルセン 2003, 107）。

ドイツやオランダ、ベルギーをはじめとする大陸ヨーロッパの諸国では、キリスト教民主主義政党の優位を背景に、家族単位で分権的な制度設計、非営利団体の役割の重視といった独自の特徴を持つ「大陸型福祉国家」が形成されて来た。しかし、現在では、産業構造の再編、家族形態の変化といった経済社会の変容の中で、積極的な雇用政策を欠く大陸型福祉国家は、労働力のセクター間移動がうまく進まないまま、福祉給付に依存する非就労者が増加する事態に直面し、抜本的な改革を必要としている（水島 2002, 117）。

グローバル化や少子高齢化に対応する改革の遅れがしばしば指摘される福祉国家の保守主義レジーム（大陸型福祉国家）諸国のなかにあって、オランダは1980年以降いち早く改革に着手し、政労使3者の協調を軸としつつ、「オランダモデル」として知られる福祉・雇用改革を成し遂げてきたといわれている（水島 2015, 71）。

グローバル化と脱工業化の波による衝撃を最も深刻に受けたとされる保守主義レジームは、改革の先陣を切ったオランダにおいて、政治的基盤であったキリスト教民主主義政党の退潮と併せ、その姿を根本的に変えようとしている

(水島 2015, 78)。

そこで、1980年代前半に成立したのが「ワセナール合意 Akkoord van Wassenaar」である。1982年に政労使3者による危機克服のための合意がなされ、労働時間短縮と賃金抑制パッケージにより、いわゆる「ワークシェアリング」が始まる。その結果、まず、積極的労働市場政策への転換が進められた。合言葉は「給与所得よりも就労を」で、ワンストップサービスの設立による福祉と雇用の接続がなされた。また、これまで労働市場の外部にいた女性や高齢者に対してもワンストップサービスを通じて職業紹介や職業訓練を積極的に提供することで、大幅な就労率の上昇をサポートした(水島 2014, 32)。

オランダモデルに学ぶとすれば、ワーク・ライフ・バランス政策が積極的に推進されて来たことも見逃せない、と水島は言う。水島によれば、ワーク・ライフ・バランスには、2つの種類がある。1つめは、デイサイクル型ワーク・ライフ・バランスで、1日単位で仕事と生活が出来るということである。2つめは、ライフサイクル型ワーク・ライフ・バランスで、例えば、出産や育児、留学などがあった時、就労と両立できるか、職場に復帰できるか、職場を離れている間にきちんと保証があるかどうかということである(水島 2014, 32)。

水島によれば、「自分の時間は自分のもの」、各個人の「時間主権」を後押しし、「健康で豊かな生活のための時間」を保障するための政策こそが、ワーク・ライフ・バランスの実現に必要であり、またそれが、より多くの人が参加する、活力ある労働社会をもたらすことにも貢献するといえるだろう(水島 2011, 202)。思うに、福祉国家は「活力ある労働社会」であってこそ、十全に発展して行くのではないだろうか。

#### 4. おわりに：福祉国家とデモクラシー

日本では、世界のなかでも類をみない少子高齢化が進んでいる、と田中は述べる。すなわち、合計特殊出生率は2005年に過去最低の1.26となり、2014年でも1.42ととどまっている。総人口は2008年から減少を始め、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によれば、2060年には現在より約4000万人少な

い8680万人となる。同じ時期には65歳以上が全人口の4割に達し、生産年齢人口は現在の8000万人から4000万人へと半減すると予測されている（田中 2017, 1）。日本社会では、少子高齢化が進み、今後も労働人口が減り続けていくなかで、現在すでに高齢層と若年層、正規労働者と非正規労働者、男性と女性、都市部と地方の間にくつもの分断線が引かれ、その裂け目が広がりつつある（田中 2017, 3）。このような状況の中で、われわれは、あらためて、福祉国家とデモクラシーの問題をよく考えてみたい、というのが本稿の立ち上げの動機であった。

田中は、およそ第2次大戦後から今日までの欧米と日本の福祉国家を対象とし、その形成・変容過程をできるかぎり共通の視座から比較した（田中 2017, i）優れた研究書である『福祉政治史』（田中, 2017）を刊行した。田中によれば、この書の目的は、欧米と日本の福祉国家を対象とし、その形成・変容過程を約100年にわたる長いタイムスパンのなかに位置づけ、比較考察することであった。福祉国家はどのような要因によって発展して来たのか。それはいかなる条件に支えられたのか。現在どう変容を遂げつつあるのか。福祉国家の何が持続し、何が変化しているのか。これらの問いを検討することで、日本を含む先進国の現状を一人ひとりが評価し、将来像を選択する手がかりを提供することが目的であった、と言う（田中 2017, 6）。

そこで、以下、少し、戦後日本の福祉国家問題を、田中の言説を手がかりに考えてみたい。田中によれば、1972年から74年に首相を務めた田中角栄は、革新勢力の攻勢に対抗して、「福祉元年」と呼ばれる福祉拡充策を打ち出す。しかし、より重視されたのは地方への公共投資の拡大であった<sup>4b)</sup>。日本は税負担のすそ野を広げつつ、幅広い層に対して福祉を提供するという「普遍主義」的福祉の道ではなく、税負担を小さくし、選別主義的に福祉を提供するという道を維持したのである（田中, 2017, 99-100）。

田中拓道は、1970年代に確立する日本型福祉国家の特徴を次のように3点にまとめる。すなわち、第1は、小さな公的福祉である。社会保障はあくまで経済成長を補完する手段として位置づけられ、その水準は先進国で最低にとどめ

られた。第2は、地方と中小企業への保護・規制である。これらの政策は、農業の生産性向上や外国への市場開放を行なうものではなく、逆に、農産物の価格統制、減反政策などの保護規則を通じて農家を維持し、あわせて公共事業によって、地方の雇用を創り出そうとするものであった。流通・自営業などの中小零細企業に対しても、保護や規制策が導入された。第3は、企業別労使協調に基づく「日本型雇用」である。日本型雇用とは、終身雇用、年功序列、企業別労働組合を指すが、とくに重要なのは、労働者に提供される企業福祉である（田中 2017, 100-1）。

日本では、公的福祉が低水準となる一方、民間企業に勤める労働者とその家族は、企業福祉の恩恵を受け、地方と中小企業は、公共事業や保護規制によって、雇用を保障されるという形で、職種、ジェンダー、住む場所によって、まったく異なる生活保障の仕組みが整備されていった。全体として見ると、保守政党（自民党）が、政官財、業界ごとに網の目のような利益媒介のネットワークを張りめぐらせることで、「小さな政府」でありながら、相対的に平等な社会を作り上げていた。高度経済成長によって、全体のパイが拡大し続ける限りにおいて、それぞれの仕切りが意識されることはなく、むしろ、多くの人々は、自らを「中流階級」の一員として意識することが出来たのである（田中 2017, 102）。

日本の戦後福祉国家体制は、社会的な権力構造から見れば自由主義的であるが、それが政治を通じて制度へと反映される時に、保守主義的な性質を兼ね備えることになった、とみなすことが出来る（田中 2017, 104）と、田中は総括するが、正鵠を射ていると思われる。

田中の総括は別のところで次のようにも述べられている。すなわち、戦後日本は、ブレトンウッズ体制に組み込まれて復興を遂げ、国内では一定の労使和解体制のもとで、長期の経済成長を実現した。その労使関係は、労働組合のイデオロギー的分裂、企業組合という特徴を見る限り、使用者優位であったととらえられる。日本は、社会的な権力関係から見れば、自由主義に近く、公的福祉の水準は先進国で最低にとどめられた。ただし、約40年に及ぶ一党優位体制

を築いた自民党は、民間大企業の利益を反映するだけでなく、中小企業・自営業、地方農村部など幅広い層のニーズを吸い上げ、政治を媒介した利益分配（公共投資、補助金、保護規制）によって国民統合を図ろうとした。実際の政策立案が官僚に委ねられたこともあり、その制度構造は保守主義と共通点の多いものとなった。こうして、日本は、小さな公的福祉、民間企業の企業福祉、低生産部門への保護規制、地方への公共投資、そして強固な男性稼ぎ主型家族を組み合わせた体制となった（田中 2017, 264）。

田中は「実際の政策立案が官僚に委ねられたこともあり」と述べるが、昨今の情勢は「政官関係の歪み」が取りざたされている。日本の今後の福祉国家体制はいかなる方向を取るのであろうか？

田中は「ブレトンウッズ体制の崩壊とフォーディズムの機能不全は、福祉国家にどのようなインパクトを与えたのだろうか」（田中 2017, 113）と問題を立てる。そして詳細に解答を記しているが、それには触れず、あえて文脈を外して、新川敏光の筆者（土倉）にとっては衝撃的な言辞を紹介しておきたい。すなわち、2014年刊行された新川の著書『福祉国家変革の理路——労働・福祉・自由——』の「あとがき」において、著者は次のように述べている。「福祉国家の制度や政策は存在理由を失うどころか、高齢化のなかでますます重要性を増していることは確かであるが、福祉国家は政治経済パラダイムとしての支配力を失ってしまったといってもよい。新しいパラダイムは何かといえば、現実のなかに見えるのは新自由主義のほかにはない」（新川 2014, 343）。

われわれとしては、新川の「マニフェスト」にどう応えるのか？ある知人は「研究者としては、『それでもなお制度が粘着的に持続するのはなぜか』ということにも関心がある」と述べた。筆者としては、もう少しだけ過激になりたい。すなわち、研究者としては、「現実のなかに見える」ものを超える、あるいは「見えないもの」を希求する研究者でありたい。だからこそ、「理想の力」、知的想像力に、「頼るほかない」ではなく、これらを大いに駆使しなければならない。新川自身もこう述べたことがある。「ユートピア思想は、言説空間が一つの価値体系によって閉じられようとするとき、その空間を押し広げる想像力

を喚起し、現実と屹立する批判精神を提供しうるように思われる」(新川 2013, 197)。

ドイツの社会学者ヴォルフガング シュトレーク Wolfgang Streeck は次のように警告する。デモクラシーが、金融資本主義のもたらす生活破壊と偽りの鎮静剤と手を切って再出発するためには、一部の富裕層だけに富をもたらし、残りの大多数の市民の生活を悪化させて来た現状の体制に対して新たな解決策が必要となる。公的支出のあり方も、国債発行に頼った現在のやり方ではなく、新自由主義経済の勝ち組に対する所得税を適正化する方向に変わらなければならない。もはや国家は、市民社会から与えられた責務を果たすにあたり、借金に頼るべきではない。そのような国家の借金は、単に貸し手に利益をもたらすだけであり、その利益は彼らの子供たちに遺贈されるだけなのだ。果てしなく社会を分断へと向かわせる現在の流れ——20世紀後半から21世紀初頭の資本主義の特徴——が反対方向に向かう時が来るとしたら、その時、私たちはようやく次のことを了解するだろう。すなわち、近代社会は、無際限の生産という中毒的処方箋に頼らなければ平和な状態を保つことが出来ないわけではなく、そうしたものに頼らなくても、総合的な意味での成長に向かうことが出来るのだ、と(シュトレーク 2017, 208-9)。

コメントすれば、金融資本はデモクラシーの敵である。デモクラシーが行き渡り、平和で豊かな社会にするためにはどうしたら好いのか? そのための橋頭堡が十全な福祉国家であるというのが私見である。ユートピア的であることは承知の上である。アメリカの経済学者ジョセフ・ユージン・スティグリッツ Joseph Eugene Stiglitz は次のようなメッセージをわれわれに届ける。「不平等はグローバルな問題である。富裕国と貧困国を問わず、地球上のすべての大陸に蔓延している。上流階層における過剰な富の蓄積、中流階層の空洞化、下流階層における貧困の増加など、不平等にはさまざまな側面がある。…(中略) …(問題は) このような不平等による高い代償を社会が払わされているという点である。すなわち、経済実績の低下や、デモクラシーの弱体化や、法の支配をはじめとする根源的価値観の毀損である」(スティグリッツ 2012, 7)。「影響

力の大きな少数集団ではなく、“過半数”の市民たちの福祉を考えるなら、わたしたちは資本主義を過度に調節しなければならない」（同、221）。

田中は彼の著書『福祉政治史：格差に抗するデモクラシー』の終章で次のように述べる。「第Ⅱ部では、ブレトンウッズ体制の崩壊とグローバル化、フォーディズムの機能不全という共通の状況において、各国がどのように戦後レジームの再編を行なって来たのかを比較した。グローバル化、ポスト工業化、家族構造の変化は、福祉国家に相反するインパクトを与える。……（中略）……したがって、『新自由主義』への収斂が生じているわけではない」（田中 2017、264-5）。思い過ごしかもしれないが、筆者としては、「『新自由主義』への収斂が生じているわけではない」という言辭に万感の賛意を表しておきたい。

田中は、同じことを、別の場でも述べている。すなわち、エスピン・アンデルセンによって、改革の「凍結」状態とされた保守主義レジームの一つフランスも、1990年以降は、EU 市場統合、グローバル化の進展などを背景として、大きな変化の只中にある。公企業の数、1980年からの20年間で半減し、資本移動の自由化、労働規制緩和も進展した。こうした変化を受けて、一部では「フランス社会モデル」の転換という評価もなされているし、年金改革や公的医療支出の抑制策などにより、フランスが「自由主義」モデルへ近づきつつあるという論者もいることを認めたくえで、田中は、今日の変化が「自由主義」モデルへの収斂というよりも、「再商品化」と「個人化」という2つの異なる方向せめぎあいとして捉えられると言う（田中 2011、219）。おそらく、ロザンヴァロンも同じ立場であると思われる。

そこで、あらためて、ロザンヴァロンの言説に戻りたい。ロザンヴァロンは次のように述べる。すなわち、社会機構は、今日、行き詰まりの状態にある。1945年に設立され、その後発展したような福祉国家は、もはや未来のモデルとはなりえない。その哲学的小および技術的基礎は崩れてしまい、連帯の組織にかかわる原理や手続きは、すでに適合していない。排除という新たな挑戦に対処するには、社会権についての伝統的な発想はもはや真に有効なものでなくなっている（ロザンヴァロン 2006、205；Rosanvallon 1995、197；do2000、96）。

さきに紹介した新川の「福祉国家は政治経済パラダイムとしての支配力を失ってしまった」ということと、ロザンヴァロンの「その哲学のおよび技術的基礎は崩れてしまい」は同じことなのかもしれない。とはいえ、ロザンヴァロンは「新しいパラダイムは新自由主義である」とは言っていないような気がする。

ロザンヴァロンの対案は何か。彼に語らせることにする。彼はこう言う。問題となっているのは、単に規則や諸権利、手続きだけではない。福祉国家は一種の社会学的革命に直面している。一言で言い表すとすれば、今やその「主体」が変化してしまった。福祉国家は、比較的同質な住民、集団、あるいは階級の諸問題を扱うには、うまく組織されていた。今や福祉国家は、全員がそれぞれ個別の状況下にある個人を、主として引き受けねばならない（ロザンヴァロン 2006, 205；Rosanvallon 1995, 197；do2000, 96）

ロザンヴァロンによれば、長期失業者や過剰債務世帯は、社会行動の伝統的な意味における特定階層を構成するものではない。これに関係する個人の集合は、社会学的意味での集団でもない。彼らは生活経歴上の何らかの側面を共有するだけであるが、その生活にはある種の同質性を呈示する軌跡が伴っている。社会上あるいは家族上の同様の断絶や、職業上の同じ形の離脱が存在する。彼らをひとまとまりにしているのは、社会機能的な特徴ではなく、彼ら個人史の持つ「形態」である。このため彼らは社会的な共同体も統計上の集団も構成することはない（ロザンヴァロン 2006, 210；Rosanvallon 1995, 202；do2000, 98）。

排除された者を動員し表象することが困難なのは、彼らが生存の破綻によって、すなわちある消極性によって定義されるからである。このため彼らは動員可能な社会勢力を構成することが出来ないのである。「国立統計・経済研究所 Institut national de la statistique et des études économiques = INSEE」所長の故フィリップ・ナセ Philippe Nasse の言葉を引用しながら、ロザンヴァロンはこう述べる。「排除の概念は、社会問題とそれに対応する特定階層の範疇を認識し、定義するためのある特殊な様式を表している。この意味において、排除は新たな社会問題ではなく、むしろ連帯一個人間のものであれ、社会総体に



における集団間のものであれ—を打ち立てる困難を記述するための、また別の様式である。そして社会参入について語ることは、現存するさまざまな社会集積<sup>5)</sup>に関心を持つことであり、それを促進することである(ロザンヴァロン 2006, 211-2; Rosanvallon 1995, 202-3; do2000, 98; Nasse, 1993.)。

ロザンヴァロンは続ける。排除された者は、いわば「代表不可能である」。つまり、彼らは代表者や代弁者を持ちうる階級を構成していない。そのため、失業者の組合は存在せず、何百万人の失業者を何らかの形で組織化された集合的勢力へと転換する試みは、すべて失敗している。というのも、代表されるのは、身分や階級、団体など社会の基礎となる構成要素だからである。排除された者は身分も階級も団体も構成しない。彼らは、むしろある欠如を、社会組織の破れ目を示している(ロザンヴァロン 2006, 213; Rosanvallon 1995, 203; do2000, 99)。

よく言われていることだと思われるのだが、「分断された社会」、「やせ細る中間層」という言い方を耳にすることがある。しかし、ロザンヴァロンの言い方は違っているようである。ロザンヴァロンはこう言う。

すなわち、たしかにわれわれは、つねに強固に差別化された社会で生活しており、この社会の内部では、不平等が過去におけるほどではないにせよ、なおきわめて目に付くものとなっている。しかしながら、給与所得者層から成る中心の大多数を考慮するなら、それでもそこには膨大な中産階級が形成されており、それが、より把握困難になっているのが分かる。中産階級というこの曖昧な語は、単数形であれ複数形であれ、ことのほか十分に理解されねばならない。こうした社会をとりわけ特徴づけるのは、差別化の様式が大規模に再編された点である。差別化の様式はもはや集合的なものに限らない。それはますます個別化されたものになる。「固い」差別化から「ゆるやかな」差別化に移行したという感覚が、ここから生じる(ロザンヴァロン 2006, 216-7; Rosanvallon 1995, 207-8; do2000, 100)。

福祉国家のもう一つの問題として、現代の個人主義と伝統的家族システムの崩壊の問題がある。ロザンヴァロンは次のように言う。すなわち、現代の個人

主義と伝統的家族システムの崩壊の影響が大規模な形で感じられるようになった時に、はじめて、福祉国家は、個人を保護するシステム全体の枠組みの中で再構築する必要に迫られ、それ故、地域や家族の連帯を含み込まなければならなくなったのである。福祉国家の増大は、部分的には個人主義の進歩と連動している。つまり、個人が近隣の者に頼ることが不可能になればなるほど、国家による保護の権力をますます頼みにする必要が生じる。家族単位がますます不安定になり、父子家庭や母子家庭が急増すると、福祉国家への要請がたえず拡大することになる（ロザンヴァロン 2006, 226；Rosanvallon 1995, 215-6；do2000, 104）。

福祉国家の未来とは、あらかじめ線引きされたものではない。それは大部分デモクラシーの生活の未来と混じり合っている。福祉国家は、ある意味で始源へと回帰し、そこでは社会的なものに形を与え制度化する過程に、政治的なものの実質が重なっている、とロザンヴァロンは言う（ロザンヴァロン 2006, 233；Rosanvallon 1995, 221；do2000, 107）。

社会変革の方法もまた、それ自体深いところで問い直されている。これまで、古典的福祉国家は、つねに包括的施策によって推し進められて来た。社会進歩は、自動的に、集合的な水準での大きな前進と同一視されていた。福祉国家は、歴史的に見て、対象においては支出に、手続きにおいては一律の措置に基づいた、改良主義の展望の中にあった。こうした進歩の理解は、ロザンヴァロンによれば、今日もはや十分なものではない。おそらく、今日、われわれは、国家にとって、すべてが可能なわけではなく、個人行動と集合行動との間に、より大きな連続性を修復せねばならないことを、十分に理解している（ロザンヴァロン 2006, 234；Rosanvallon 1995, 222；do2000, 107）。

こうして、ロザンヴァロンは、新たな能動的福祉国家の再建によって要請される社会進歩の再定義から、新たな政治文化という問題が提起されると主張する。すなわち、ロザンヴァロンによれば、社会的なものの新時代に、政治的なものの新時代が対応する<sup>6)</sup>。デモクラシーについてのより深い見方の中でのみ、また改良主義的観念の中でのみ、連帯の新たな実践が誕生する<sup>7)</sup>。このため、

政治的再構築は、かつてないほどに、知的構築と切り離せなくなっている（ロザンヴァロン 2006, 235；Rosanvallon 1995, 223；do2000, 98）。

田中拓道は、1980年代以後の理論において、1970年代後半からの先進諸国のスタフグレーションや財政赤字はどう捉えられたのだろうか、と問題を立て、大きく言えば、そこには利潤率低下と階級間妥協の衰退による資本主義の再編という側面と、就労・消費・生活様式の「規格化」に対して自由な選択機会を求める「個人化」という側面の2つが見出せる、と言う（田中 2011, 166）。私見では、この「個人化」をどのようにしてロザンヴァロンの言う「連帯の新たな実践」に繋げて行くか、だと思う。それをもって結語としたい。

- 1a) 18世紀以前の共同体を消失させたのは市場経済の発達や産業革命だけではなかった。ポラニー理論を特色づける重要なポイントの1つは、市場経済の成立に当たっての国家の役割を強調することである（佐藤 2006, 68）。
- 1b) カールポラニーに拠りつつ、新川敏光は、経済は、本来、社会に埋め込まれたもの、社会の一部であるにもかかわらず、自由放任経済においては、経済が社会から自立し、社会を従属させるような観を呈する。しかし、経済は決して自己調整的、自律的なシステムではなく、国家や社会の役割なくしては維持再生産出来ない、と言う（新川 2011, 188；Polanyi, 1957；ポラニー, 2009）。
- 1c) ただし、社会学者市野川容孝がいみじくも指摘するように、日本国憲法では、生存権を保障する第25条で「社会福祉」などの向上と推進の努力が国に義務づけられているが、他方で、その第13条、第22条、第29条では「公共の福祉」が個人の自由と権利の保障と同時に、その制限や侵害にも通じる両義性を有している（市野川 2008, 263）という考え方も傾聴に値すると思われる。
- 2) 「新たな社会問題」は、ロザンヴァロンの邦訳著書『連帯の新たな哲学：福祉国家再考』の原著書 *La nouvelle question sociale* のタイトルになっている。ロザンヴァロンは、この書の序論「新たな社会問題」を次のように書き出している。すなわち、「社会問題」——19世紀末に用いられるようになったこの表現は、当初は生まれたばかりの産業社会が抱える機能不全を意味していた。福祉国家の発達は、ほぼ過日の社会不安を拭い去り、明日への恐れを打ち消すまでに至った。しかし、1980年代初頭からは、失業の増加とあらたな形態の貧困によって、われわれは、はるか後方に連れ戻されるように思われた。しかし、過去の問題に回帰して行くのではない。排除という新たな現象は、搾取というかつての範疇には収まらない。かくて新たな社会問題が出現したのである（ロザンヴァロン 2006, 1）。
- 3a) 「承認」については、田中拓道編『承認——社会哲学と社会政策の対話』（田中, 2016）に大きな示唆を受けた。田中によれば、「自尊」とは他者との相互関係のな

- かでのみ実現される。そのためにはどのような社会関係が必要なのか。アメリカの政治哲学者ジョン・ロールズ John Rawls が十分展開しなかったこの問いに取り組んでいるのが「承認」をキーワードとする現代の社会哲学である（田中 2016, 20）。
- 3b) 逆にフィトウシはロザンヴァロンに教えられて次のように言う。すなわち、経済学の閉じた概念のなかでとらえると、市場経済の理論は、政府の市場介入を好ましく思わない。ピエール・ロザンヴァロンは、そのような経済学のあり方について、「本来は、政治、法、対立が、社会を統治するはずだったが、現在では、市場が社会を統治するようになった。こうした観点に立てば、アダム・スミスは、政治衰退の理論家ではあるが、政治経済学の創始者ではない」（フィトウシ・ローラン 2013, 164-5, ロザンヴァロン, 1990）。
- 3c) マーシャルは、「私はシティズンシップの3つの部分ないし要素のことを、市民的、政治的、社会的というふう呼びたいと思う」と述べている（マーシャル・ボットモア 1993, 15）。
- 3d) 第3共和制期のデュルケム、デュギー、ブルジョワなどの思想は、人々の相互依存を「連帯」と称し、国家を「連帯」の可視的表現と捉えることによって、一方では無制約な主権論を批判し、他方では国家による個人への限定的働きかけを正当化する論理を提供した（田中 2006, 179）。
- 3e) 100年も前、デュルケムは次のように述べていた。すなわち、未組織の無数の個人から構成された社会、それらの個人を抱きとめて手放すまいとする肥大症的な国家などは、まさしく社会学的な怪物である。何故なら、集合的怪物というものは、何時の場合でも、まことに複雑なものであって、国家というような唯一無二の機関によっては、とうてい表現されえないものだからである。のみならず、国家と諸個人とは距離があり過ぎ、双方の関係も外在的、断続的に過ぎるので、国家が個人意識の奥深く浸透し、これを内在的に社会化することなど出来ることではないからである。一つの国民は、国家と諸個人の間、一連の第2次集団をすべて挿入することによってのみ、自らを保持しうる（デュルケム 1971, 24-5; ロザンヴァロン 2006, 227; 土倉 2017, 30）。
- 4a) 田中の戦後世界の福祉国家に対する基本的視角は、各国が、戦後のブレトンウッズ体制とフォーディズムという共通の枠組みのもとで、福祉国家化を遂げた、というものである（田中 2017, 88）。
- 4b) 1971年8月15日のニクソン声明によって、戦後西側の経済繁栄を支えて来た国際経済の基本枠組（「ブレトンウッズ体制」）の動揺が明らかになった（「ドル・ショック」）。1973年10月6日に勃発した第4次中東戦争に際して OPEC 諸国は、10月16日、原油公示価格の約70%の引き上げ、原油生産制限、イスラエル支援諸国への販売禁止等を発表する。その結果、安価なエネルギー原料の輸入を前提としていた田中首相の「日本列島改造」は、夢と潰え去ることになった。福祉見直しの気運は、石油危機直後にすでに見られた（新川 2005, 96-7）。
- 5) 朝日新聞社主催の「朝日地球会議2018」に招かれたフランスの政治学者パスカル・ペリノー Pascal Perrineau は次のように発言している。すなわち、フランス

では、政党や組合など「中間団体」と呼ばれて草の根社会と政治制度の仲介をして来た組織が危機にある。ある世論調査では、回答者の92%が「いかなる政党も信頼しない」と答えた。そうした市民と政治の間の空白にポピュリストたちが進出している（『朝日新聞』、2018年9月26日）。ここで、ペリノーの言う「中間団体」とフィリップ・ナセの言う「現存するさまざまな社会集積」は重なり合うものがあるのではないか、というのが私見である。

- 6) 政治学者宮本太郎は、「日本でも、憲法改正をめぐる政治対抗などとも絡み合っ  
て、ライフ・ポリティクスが、これからもっとはつきりと国政の焦点になっていく  
可能性がある…（中略）…ライフ・ポリティクスを組み込んだ福祉政治は、デモク  
ラシーの深化につながっていく可能性もある」（宮本 2008, 181）と述べているが、  
重要な指摘である。
- 7) 社会的連帯促進の機能について渡辺博明は次のように述べる。「現代の社会民主  
主義政党がなおも社会変革の担い手としての存在意義を示しうるとすれば、かつて  
の福祉国家に求めた社会的連帯促進の機能を、今日的条件において再生しようとす  
る困難な政治的プロジェクトに挑み続けることによってであろう」（渡辺 2011,  
134）。少しわかりにくいのが、「社会的連帯促進の機能」は現代の社会民主主義政党  
再生のための困難な政治的プロジェクトにとって重要な課題であるという意味なら  
同意したい。もう一歩踏み込んでいえば、現代の社会民主主義は根本的な刷新が必  
要ではないか、というのが私見である。

## 参 考 文 献

- ウォーラスティン, イマニュエル（川北稔訳）（2013）, 『「資本主義的世界経済」の再  
拡大：1730s-1840s』, 名古屋大学出版会。
- エスピン＝アンデルセン, G.（渡辺雅男・渡辺景子訳）（2000）, 『ポスト工業経済の社  
会的基礎：市場・福祉国家・家族の政治経済学』, 桜井書店。
- （岡沢憲芙, 宮本太郎監訳）（2001）, 『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉  
国家の理論と動態』, ミネルヴァ書房。
- （窪誠訳）（2003）, 「労働なき福祉国家—大陸ヨーロッパ社会政策における労  
働削減政策と家族主義の袋小路」, 一編（埋橋孝文監訳）『転換期の福祉国家：グ  
ローバル経済下の適応戦略』, 早稲田大学出版部, 107-40頁。
- シュトレーク, ヴォルフガング（村澤真保呂・信友建志訳）（2017）, 『資本主義はどう  
終わるのか』, 河出書房新社。
- スティグリッツ, ジョセフ・E（楡井浩一・峯村利哉訳）（2012）, 『世界の99%を貧困  
にする経済』, 徳間書店。
- ティトマス, R. M.（谷昌恒訳）（1967）, 『福祉国家の理想と現実』, 社会保障研究所。
- デュルケーム, エミール（田原音和訳）（1971）, 『社会分業論』, 青木書店。
- ハーバースマス, ユルゲン（細谷貞雄, 山田正行訳）（1994）, 『公共性の構造転換：市民  
社会の一カテゴリーについての探究』 [第2版], 未来社。

- フィトウシ, ジャン＝ポール&エロワ・ローラン (林昌宏訳) (2013), 『繁栄の呪縛を超えて：貧困なき発展の経済学』, 新泉社。
- ポラニー, カール (野口建彦・栖原学訳) (2009), 『「新訳」大転換：市場社会の形成と崩壊』, 東洋経済新報社。
- マーシャル, T・H, トム・ボットモア (岩崎信彦, 中村健吾訳) (1993), 『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』 法律文化社。
- ロザンヴァロン, ピエール (長谷俊雄訳) (1999), 『ユートピア的資本主義—市場思想から見た近代』, 国文社。
- (北垣徹訳) (2006), 『連帯の新たな哲学：福祉国家再考』, 勁草書房。
- (嶋崎正樹訳) (2017), 『カウンター・デモクラシー：不信の時代の政治』, 岩波書店。
- 市野川容孝 (2008), 「福祉」, 今村仁司ほか編『岩波 社会思想事典』, 岩波書店, 263頁。
- 佐藤光 (2006), 『カール・ポラニーの社会哲学：「大転換」以後』, ミネルヴァ書房。
- 新川敏光 (2002), 「福祉国家の世紀と階級政治—労働と解体制の成立と変容—」, 宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』, ミネルヴァ書房, 39-78頁。
- (2005), 『日本型福祉レジームの発展と変容』, ミネルヴァ書房。
- (2013) 「リベラル・ソーシャル・デモクラシーの彼方へ」, 田中浩編『リベラル・デモクラシーとソーシャル・デモクラシー』, 未来社, 181-99頁。
- (2014), 『福祉国家変革の理路：労働・福祉・自由』, ミネルヴァ書房。
- (2015), 「福祉レジーム論の視角」, ——編著『福祉レジーム』[福祉 +  $\alpha$  8], ミネルヴァ書房, 1-6頁。
- (2017a), 「歴史の転換点に立って」, ——編『国民再統合の政治：福祉国家とリベラル・ナショナリズムの間』, ナカニシヤ出版, 3-10頁。
- (2017b), 「リベラルな国民再統合パターンの析出——英独仏を事例として」, 同上書, 11-41頁。
- 田中拓道 (2006), 『貧困と共和国：社会的連帯の誕生』, 人文書院。
- (2011a), 「福祉国家と社会運動」, 田村哲樹・堀江孝司 (編)『模索する政治：代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』, ナカニシヤ出版, 163-84頁。
- (2011b), 「フランス福祉レジームの変容」, 新川敏光編著, 『福祉レジームの収斂と分岐：脱商品化と脱家族化の多様性』, ミネルヴァ書房, 219-37頁。
- (2011c), 「『人格』と社会的連帯—19世紀社会科学史におけるデュルケイム」, 宇野重規ほか編著『社会統合と宗教的なもの：19世紀フランスの経験』, 白水社, 241-66頁。
- (2012), 「公と民の対抗から協調へ——19世紀フランスの福祉史」, 望田幸男・村岡健次監修『福祉』[近代ヨーロッパの探求15], ミネルヴァ書房, 115-49頁。
- (2016a), 「承認論の射程——社会政策の新たなパラダイム」, ——編『承認：社会哲学と社会政策の対話』, 法政大学出版局, 5-35頁。
- (2017)『福祉政治史：格差に抗するデモクラシー』, 勁草書房。

- 土倉莞爾 (1988), 「福祉国家論おぼえがき」, 『関西大学法学論集』第37巻第5・6号, 79-94頁。
- (1999), 『フランス急進社会党研究序説』, 関西大学出版部。
- (2017), 「福祉国家とポピュリズム：フランスからの視角」, 同上第67巻第1号, 1-44頁。
- (2018), 「不信の時代のデモクラシー：ピエール・ロザンヴァロンによせて」, 『関西大学法学論集』第68巻第1号, 1-60頁。
- 水島治郎 (2002), 「大陸型福祉国家—オランダにおける福祉国家の発展と変容—」, 宮本太郎編著, 前掲書, 117-148頁。
- (2011), 「ワーク・ライフ・バランス—「健康で豊かな生活のための時間」を目指して」, 齋藤純一 (ほか編), 『社会保障と福祉国家のゆくえ』, ナカニシヤ出版, 183-205頁。
- (2012) 『反転する福祉国家：オランダモデルの光と影』, 岩波書店。
- (2014) 「労働・福祉・移民をめぐる再編」, 『生活経済政策』6月 (209)号, 30-5頁。
- (2015), 「ポスト保守主義レジーム・オランダの可能性」, 新川敏光編, 前掲書, 71-82頁。
- 宮本太郎 (1999), 『福祉国家という戦略：スウェーデン・モデルの政治経済学』, 法律文化社。
- (2017), 『共生保障：「支え合い」の戦略』, 岩波新書。
- 渡辺博明 (2002), 『スウェーデンの福祉制度改革と政治戦略：付加年金論争における社民党の選択』, 法律文化社。
- (2011), 「福祉国家再編の政治とスウェーデン社民党の対応戦略」, 田村哲樹・堀江孝司 (編), 前掲書, 114-37頁。
- (2015), 「社会民主主義福祉レジーム・スウェーデンの所得保障と社会サービス」, 新川編, 前掲書, 133-44頁。
- (2017), 「スウェーデン福祉国家における移民問題と政党政治」, 新川編, 前掲書, 155-77頁。
- (2018), 「スウェーデンにおける連立政権—その役割の変容めぐって—」, 『生活経済政策』8月 (259)号, 16-21頁。
- Eisenstadt, S. N. (1985), "The Welfare state and the Transformation of the Modern Social Order", ed. by S. N. Eisenstadt and Ora Ahimeir, *The Welfare state and its aftermath*, London, Croom Helm in association with the Jerusalem Institute for Israel, pp. 309-13.
- Nasse, Philippe (preside par) (1992), *Exclus et exclusions : connaitre les populations, comprendre les processus : rapport du groupe technique*, Documentation Francaise.
- Polanyi, Karl (1957), *The great transformation : The political and economic origins of our time*, Boston, Beacon Press.
- Rosanvallon, Pierre (1995), *La nouvelle question sociale : Repenser l'État-Providence*,

- (tr. by Barbara Harshav) (2000), *The New Social Question: Rethinking the Welfare State*, Princeton; N. J., Princeton University Press.
- (2006), *La Contre-Démocratie: La politique à l'âge de la défiance*, Paris, Seuil.
- (translated by Arthur Goldhammer) (2008), *Counter-Democracy: Politics in an Age of Distrust*, Cambridge (UK), Cambridge University Press.
- Skocpol, Theda (1995), *Social policy in the United States: future possibilities in historical perspective*, Princeton, N. J.: Princeton University Press.
- Marshall, T. H. & Tom Bottomore (1992), *Citizenship and Social Class*, London, Pluto Press.
- Walzer, Michael (1988), "Socializing the Welfare State", edited by Amy Gutmann, *Democracy and the Welfare State*, Princeton, N.J., Princeton University Press, p. 13-26.

本稿は、2017年12月16日、関西大学で開催された第37回福祉国家論読書会において報告された論文に、その後加筆された内容になっている。